

平成 23 年度第 1 回愛知県環境審議会廃棄物部会会議録

1 日時

平成 23 年 8 月 2 日（火）午前 9 時 30 分から 11 時 35 分まで

2 場所

ウインクあいち（愛知県産業労働センター）10 階 小会議室 A 1 0 0 6

3 出席者

委員 4 名、専門委員 2 名

説明のために出席した者 17 名

4 会議の概要

(1) 開会

定足数を満たしていることを確認

(2) あいさつ

岡田資源循環推進監

中村部会長

(3) 議事

ア 傍聴人について

事務局から中村部会長に傍聴人がないことが報告された。

イ 会議録の署名について

会議録の署名として、山岸委員及び永瀬委員が指名された。

ウ 議題

(ア) 愛知県廃棄物処理計画の骨子について

a) 前回廃棄物部会意見への対応について

b) 廃棄物処理計画骨子について

事務局から資料説明をし、別記のとおり質疑応答が行われた。

(イ) その他

会長代理として、山岸委員が指名されたことが報告された。

<質疑応答>

【永瀬委員】

資料2(4)の3ページの図について、平成22年度のデータは予測値で整理されているが、平成22年度の実績値はないのか。平成22年度の実績値があれば、予測値との差が明らかになる。

【事務局】

一般廃棄物の実績値については、毎年度、環境省の照会により行う廃棄物処理事業実態調査のデータから転用している。現時点で、国から、この調査の照会がなく、この調査結果が固まるのは秋頃か、遅ければ年内となる。

【永瀬委員】

平成22年度の様子は、全くつかめない状況か。

【事務局】

速報値はないので、現時点では、状況はつかめない。

【中村部会長】

5年前に現「廃棄物処理計画」を策定した際に、様々な予測をし、目標値を設定した。目標値を達成したものもあれば、達成していないものもあることはわかったが、愛知県の実績は、どの予測式に合致したのか。国に合致する予測式ではなく、愛知県に合致する予測式はどれであったのか。そういう検証を行ったのか。

【事務局】

ご指摘のような検証は行っていない。

【中村部会長】

資料2(4)の16年度から20年度実績は愛知県の実績値である。5年前に予測した予測式の中でこの実績値に合うものが愛知県において信用性が高いなど、参考になるのではないか。

【事務局】

意見を踏まえて、検討する。

【中村部会長】

資料 2 (4) 3 ページの表では、平成 21 年度が太字で表されており、ベースとなっているようだが、21 年度を基準年とするのか。21 年度はリーマンショックの影響で異常年である。

【事務局】

5 年ごとに詳細な調査を実施しており、平成 21 年度に詳細な調査を実施した。必ずしも平成 21 年度を基準年とするわけではなく、議論が必要と考えている。

【小野専門委員】

資料 2 (4) の 7 ページの 7 行目から「なお、減量化量、再生利用量及び最終処分量については、排出量に対する比率が 21 年度のまま将来にわたって変化しないものとして算出した。」との記載があるが、他の箇所では 21 年度のデータは除外しているとのことなので、基準年は 20 年度とするなど、筋が通るような資料にした方がよいのではないか。

【事務局】

排出量や発生量を求めるときに必要な原単位のデータは、平成 21 年度のデータしかない。比率も 21 年度のデータしかない。

【小野専門委員】

21 年度のデータを除外したり、使用したりするのは、全体の流れからおかしな感じがするので、どう説明するか整理が必要である。

【事務局】

全体の量としては、経済の影響を受け圧縮され平成 21 年度は異常年であるが、その中の構成など一部のデータは使用せざるを得ない箇所もある。全体の流れを踏まえて、文章を整理する。

【永瀬委員】

平成 21 年度は異常値である。異常値にかなりひきずられる可能性があり、5 年計画に及ぼす影響は大きいのではないか。平成 22 年度の実績値があれば、影響がどのくらいか推測できると思い、最初の質問をしたところである。

【小野専門委員】

資料 2 (4) の 1 ページの産業廃棄物の再生利用率の目標の方向性は現状維持となっている。愛知県の特徴は、自動車関連産業が再生利用率を上げていることである。目標の方向性として、自動車関連産業以外のものを個別に検討すべきではないか。

【中村部会長】

資料 2 (2) の 19 ページ図 27 の産業廃棄物の品目別の再生利用率では、自動車産業の再生利用率がどこに現れているのか、表すのが難しい。再生利用率を上げるとしたらどの品目に重点をおくか中身を議論する必要がある。

【小野専門員】

私は、豊田市の計画に関わっており、豊田市では再生利用率が高い。

【事務局】

発生量が一番高いのは、製造業全体としては鉄鋼業であり、自動車産業である輸送用機械器具製造業の占める割合はその 1/4 程度である。輸送用機械器具製造業では、約 85%が再生利用等されている。

【中村部会長】

自動車を解体すると破材がでるが、有価物として流通するものは、廃棄物ではない。そのような場合にはリサイクルはされているが、再生利用率のデータには出てこないのではないか。

【事務局】

鉄鋼業では、約 80%が有償物として流通しており、再生利用率のデータに現れない。

【山岸委員】

資料 2 (4) の 1 ページの「目標設定の考え方」では、「単純推計」と「国の基本方針に即した場合」の数字を比較し、どちらを採用するかとしている。「国の基本方針」には、その基本的な考え方があり、これに基づいて基本方針を定めたはずで、「単純推計」は「単純推計」の考え方がある。この資料には、数字の説明のみで考え方が記載されていない。

【事務局】

「国の基本方針」では、循環型社会の基本計画を踏まえ、その政策的な目標である再生利用率を上げる、最終処分量を下げるようにしている。

資料 2 (4) の 1 ページは、再生利用率を高めることや最終処分量を減らすといった目標の方向性を示すものである。

【小野専門委員】

「国の基本方針」と「単純推計」を比較して、より厳しい方を採用している。

【山岸委員】

そのことは、わかる。

基本的な考え方は、人の生き方みたいなものである。単純な数値の比較には違和感を覚える。基本的な考え方を整理していただきたい。

【事務局】

「国の基本方針」には、政策に基づく将来の方向性が示されており、それが目標値に反映されている。「単純推計」は、過去の実績を踏まえて、算出したものである。

【井村委員】

資料 2 (3) 6 ページ (5) に地球温暖化対策への配慮について記載されており、「循環型社会」と「低炭素社会」は別々であるように見受けられる。上位の計画、国の環境基本計画をみると、「自然との共生」と「循環型社会」と「低炭素社会」は三位一体である。「循環型社会」と「低炭素社会」に関する記述を工夫していただきたい。

資料 2 (3) 6 ページの (4) に「廃棄物処理施設の長寿命化・延命化」とあるが、記述の意図はわかるが延命化というと劣化した施設を使い続けるような誤解を与えるので、削除すべきではないか。

資料 2 (3) 6 ページの (6) に「大規模災害時への対応」について取り上げられている。大事なことだと思うが、整理が難しいと思われる。東海・東南海地震が起こると言われている。東日本大震災のような災害が起きた時はどうするのか。

【中村部会長】

東日本大震災の災害ごみの位置づけはどうか。

【事務局】

東日本大震災の災害ごみは一般廃棄物である。地元市町村が対応しているが、一部の市町村は県に委託しており、これからごみ処理を行っていく。ごみの量は、2,200万トンとも、2,500万トンともいわれており、膨大であるので、4月に国から全国の自治体にごみ処理の協力要請があった。本県も応分の支援をすると回答している。こうした背景もあり、こちらの地域も大地震が起こる可能性があるので、大規模震災についての対応を少し頭出しをした。具体的な対応は書ききれないところもあるが、方向性として頭出しをした。

【中村部会長】

愛知県の防災局が東海・東南海地震が起こった際の廃棄物の処理についてマニュアルを策定した。このマニュアルと新たな「廃棄物処理計画」を関連させなければならない。

【事務局】

防災局がまとめたマニュアルの中の一部に災害ごみ処理についても記載されている。

【中村部会長】

新たな「廃棄物処理計画」も、このマニュアルに配慮した方が良い。

【事務局】

防災局のマニュアルと目的は同じである。

また、温暖化対策への配慮について、「低炭素社会」と「自然との共生」と「循環型社会」はご指摘のとおり一体である。現「廃棄物処理計画」は、「低炭素社会」という視点では整理していなかったため、国の基本方針にも記載されたことを受け、新たな「廃棄物処理計画」に追加した。

【中村部会長】

5年前に現「廃棄物処理計画」を策定する時にも、リサイクル率を上げれば、どのくらい炭素の発生量が減るかといった低炭素社会について議論したが、具体的な記述には及ばなかった。

【井村委員】

循環型社会の形成を目的に実施してきたことが、低炭素社会についてもずいぶん

貢献している。循環型社会を進めていけば低炭素社会にも寄与するのではないか。

【事務局】

循環を推進すると温暖化対策に寄与する場合もあるが、その反対の場合もある。例えば、プラスチックを非常にきれいに洗えば、リサイクルには好都合であるが、一方でエネルギーを使うことにもなる。循環を進めることにより、温暖化対策にもつながることについて整理していきたい。

【山岸委員】

資料 2 (2) の 28 ページ、4 行目からの監視・指導の状況で「業・施設の取消 19 件のうち 9 件は他の自治体で許可取消処分を受けたためで、5 件は法人役員が欠格要件に該当したもの、残り 5 件は破産によるもの」との記載があり、監視・指導の状況とは関係ないのではないか。改善命令に従わなかったから取り消したのではない。記述を変更すべきではないか。

【中村部会長】

監視・指導に基づき、取り消されたものでない。異質なものに思われる。

【事務局】

改善命令や、改善勧告は、監視・指導に基づくものであるが、許可、取消は、監視・指導に基づくものではなかった。しかしながら、行政処分としてこういった処分もある。記述の変更について検討する。

【山岸委員】

同じページの表 1 の平成 18 年度をみると、文書指導が 326 件であるのに対し、改善勧告は 29 件である。文書指導の有効性が大きいのではないか。改善勧告 29 件に対し、改善命令が 2 件である。改善勧告の効果である。こういった数字の推移を監視・指導の効果として記載すべきではないか。

【中村部会長】

異質なものは削除するなどして、記載を検討していただきたい。

【新海専門委員】

資料 2 (4) 1 ページでは、産業廃棄物の排出量と最終処分量は減らす方向であるが、再生利用率は現状維持とされている。再生利用率を高めれば、最終処分量は減

るのになぜ、現状維持なのか。また、これからは、再生利用する量だけではなく質をみていくことが必要ではないか。廃棄物として出てくるものをどのように循環させるか、循環型社会を構築していくためには、ごみを減らすことはもちろんであるが、活かすためにどうすべきか、を考えていくべきではないか。

【事務局】

再生利用率をあげれば良いが、排出量の 70%が多量排出事業者である。多量排出事業者のアンケート結果によれば、再生利用率については頭打ちであり、これ以上の再生利用率の向上は難しいと考えられる。

【新海専門委員】

循環ビジネス、その資源を使った新しい産業を起こすことを産官学などで検討していくようなことを新たな「廃棄物処理計画」で強調すべきではないか。

資料 2 (3) の 6 ページに広域最終処分場の記述があり、「次期処分場に係る調査検討に着手する必要がある」との記載があるが、これだけ事業者・県民が努力しているのに、なぜ必要なのか、気になる。今後はどのような処分場が必要だと考えているのか。ごみが出るのはわかるが、今後のストーリーがわかるような記載にしていきたい。

【事務局】

資料 2 (2) 20 ページの図 29 を見ていただくと、黒い棒グラフで表されている最終処分量は 10 年前と比べると半減している。さらに、その前の 10 年前と比べても半減している。今後も半減するかというと、難しい。限界にきている。今でも、ごみの焼却灰を利用している。ゼロエミッション社会を目指しているが、再利用できないものがある。どこまで最終処分量の目標が掲げられるかは課題である。

【新海専門委員】

どうしても減らないものがあることはわかる。どんな処分場が必要であるかを検討するなど具体的に記述していただければ、最低限のことを行うといったことがわかる。今の記述は、処分場をつくるためにまた海を埋め立てるのか、という印象となる。

【事務局】

私は、広域最終処分場である財団法人愛知臨海環境整備センターに 3 年間在籍し、廃棄物の搬入業務に携わった。搬入される廃棄物をあらかじめサンプリングし、性

状の確認や分析を行ったところ、再生利用可能なものは、ほとんどなかった。再生可能なものはほぼ再生されていると思う。技術が向上すれば、再生利用率はあがるかもしれないが、現時点では難しい。

【新海専門委員】

処分場が必要なことについて、県民や事業者の理解が得られるような書き方をすることが大事である。

【中村部会長】

最終処分場の状況であるが、資料 2 (2) 26 ページ図 36 をみると残存容量が平成 21 年度では、7,309 千 m^3 となっている。この中に衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場のデータは入っているのか。

【事務局】

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場は平成 22 年度に供用を開始したため、入っていない。

【中村部会長】

この残存容量のデータのみを見ると処分場設置の必要性があるように思われる。わかっているものについては、残存容量に加えられることを示した方がよい。ただし、それで安心するのではなく、次の手も考えているという、将来見通しがわかるようなデータの出し方を検討されたい。

可燃ごみを焼却すると最終処分量は減るが、二酸化炭素は増加する。資料 2 (5) 3 ページで地球温暖化対策について言及されているが、具体的な中身としてどこまで考えているのか。

【事務局】

ごみ発電は既に行っている。バイオマスについては、どこまでできるかむずかしい。今は、間伐材の再利用を検討している。思いが先行しているところはあるが、何とか整理していきたい。

【中村部会長】

資料 2 (5) 1 ページの各種リサイクル法の推進では、「小型家電のリサイクル制度の整備について、国に働きかけを行う」とあるが、知事は地方分権で中京都構想を掲げていることでもあり、国に働きかけを行うだけでなく、県として何かできる

ことがあるのではないかと。

【永瀬委員】

数値目標を設定できる項目は、他にあるのではないかと。PCBはどうか。

【事務局】

法律では、平成28年度までに処理することとしている。廃棄物処理計画でなく県の別の計画で整理している。しかしながら、28年度までにゼロにするのは厳しい状況にある。今後の課題である。

【永瀬委員】

他に数値目標を設定できるものについて目標を設定するという考えについてはどうか。

【事務局】

従来掲げた数値目標は継続していく必要がある。数値を追跡でき、それを実施することに意義のある項目を検討しているが、現段階で委員にお示しできるものがない。